

浦 監 第 240 号  
令和 5 年 9 月 15 日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 大 塚 修 平

浦安市監査委員 宝 新

#### 監査結果に基づく措置の公表について

地方自治法第199条第14項の規定により、監査結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表します。

1. 監査の種類等 定期監査  
(令和4年4月1日～令和4年12月31日及び令和5年1月31日)

2. 監査対象部課 健康こども部

3. 監査結果公表年月日 令和5年7月7日

4. 監査結果及び措置内容

	指摘・改善事項（課名）	措置の内容
1	<p>指定管理者制度を導入している保育園（弁天保育園・浦安駅前保育園）における延長保育料について、市と保育園との間で何も取り交わしがないうまま、公金である延長保育料を保育園が保護者から預かり、保護者に代わり市へ納入していたことについては、市が発行した納入通知書の納入者が「保護者名〇〇 他」となっていることから、書面上は「直接収納」によるものとなっていた。しかしながら実態として行っている、保護者に代わり保育園が金融機関で入金する行為は、収納事務委託の内容である。また、納入通知書を発行する際の調定の積算根拠が明確となっていないことや、本来保護者が受け取るべき領収書についても保護者ごとに発行されていないこと等、リスク管理の面からも、浦安市会計事務規則等による収納事務委託への改善も含めた適正な公金の取扱いの検討及び改善に努められたい。</p> <p>(改善事項：保育幼稚園課)</p>	<p>指定管理者制度を導入している市立保育園の延長保育料については、浦安市保育料等に関する規則第10条に規定されていることから、保育料として認識をしており、その性質から、地方自治法施行令第158条の規定による歳入の徴収または収納の委託および同第158条の2の規定による収納事務を委託できるものにあたらぬとの認識により、徴収または収納事務委託契約は締結しておりませんが、指定管理園が公金を扱う行為についての責任の所在等を明らかにするため、令和5年7月7日付けで、「浦安市立浦安駅前保育園の延長保育料の取り扱いに関する覚書」を締結しました。</p> <p>また、納入通知書を発行する際の積算根拠資料として、個別の利用明細を提出するよう改善しました。</p> <p>なお、弁天保育園につきましては、令和5年度より、公私連携園へ移行し、民設民営となったため、公金の取り扱いは行っておりません。</p>